

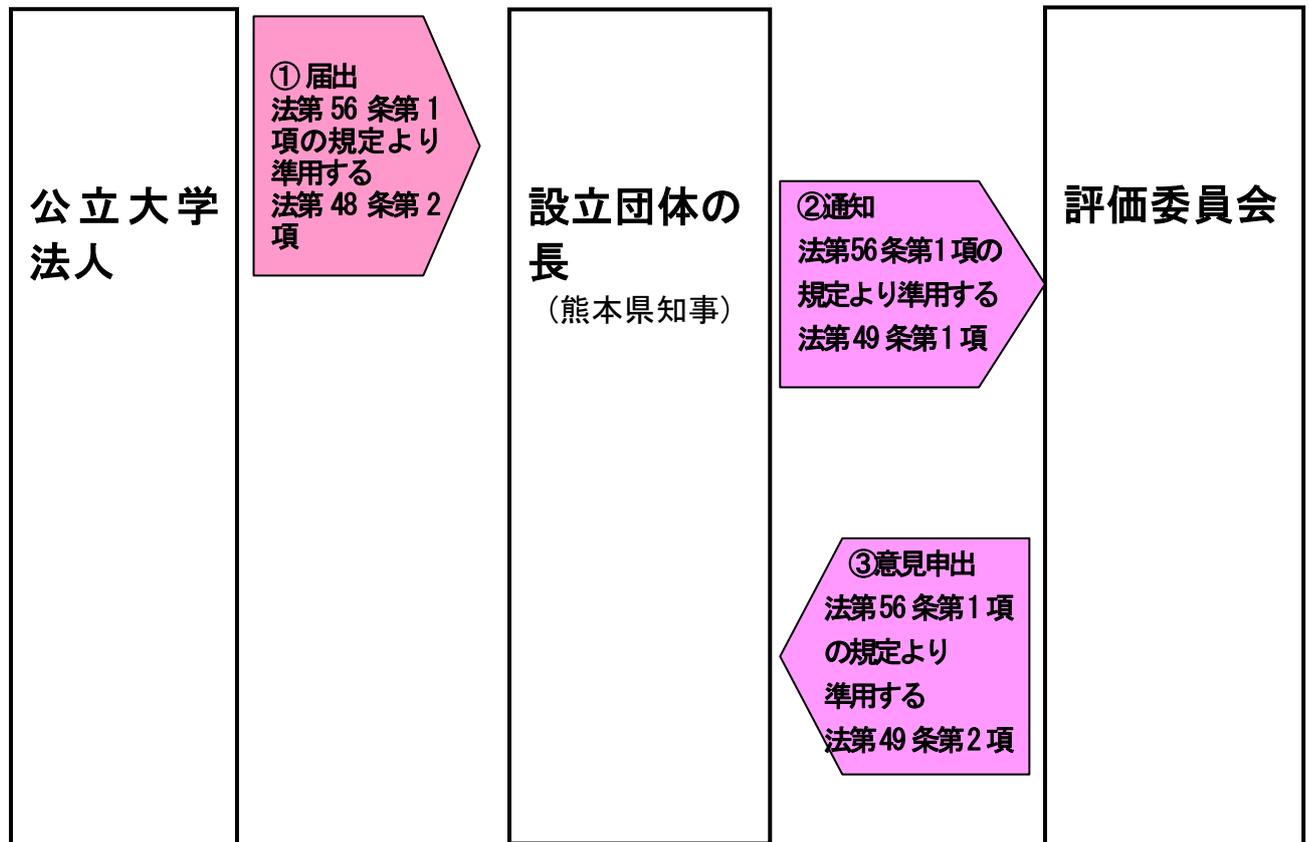
役員報酬等の支給基準変更について

1 趣 旨

平成30年3月13日に公立大学法人熊本県立大学理事長から、地方独立行政法人法（以下「法」という。）法第56条第1項の規定により準用する法第48条第2項の規定により役員報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）の基準に係る変更について、設立団体の長である熊本県知事に対して届出がありました。

これに対し評価委員会は、法第56条第1項の規定により準用する法第49条第1項の規定により知事から通知を受け、同条第2項の規定により第三者機関として客観的及び専門的見地から役員報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかを精査し、設立団体の長に対し意見を申し出ることができます。

2 手続に係るイメージ図



3 変更の概要について

(1) 基準の名称：公立大学法人熊本県立大学役員の給与に関する規則

① 変更内容

熊本県に準じ、以下の改定を行った。

期末手当 平成30年6月期以降の支給割合について6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分及び1.725月分とする

② 施行日 平成30年4月1日

<参考>

【改定前】		【改定後】	
支給月	支給月数	支給月	支給月数
6月	1.5月分	6月	1.575月分
12月	1.65月分	12月	1.725月分
合計	3.15月分	合計	3.3月分



(2) 基準の名称：公立大学法人熊本県立大学役員退職手当規則

① 変更内容

熊本県に準じ、以下の改定を行った。

退職手当 退職手当の基本額の調整率を、87/100から83.7/100に引き下げる

② 施行日 平成30年1月1日

<参考>

【改定前】	【改定後】
基本額の調整率 87.0/100	基本額の調整率 83.7/100

